

平成22年度 第7回仙台市男女共同参画推進審議会議事録

1 開催日時 平成22年11月4日(木)午後3時～

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第5委員会室

3 出席者

〔委員〕

高橋満会長，下夷美幸副会長，河崎祐子委員，熊谷涼子委員，倉茂基一委員，
佐藤慎也委員，佐藤美砂委員，佐藤わか子委員，玉淵安夫委員，原田俊男委員，
平井みどり委員，望月美知子委員

〔仙台市〕

市民局長，市民局市民協働推進部長，同部男女共同参画課長，
同課主幹兼企画推進係長，同課担当者

4 会議の進行経過

1 開会

2 協議

(1) 会議の公開等について

〔高橋会長〕

早速，審議に入らせていただく。会議の公開については，審議会で審議のうえ決定
することになっている。特に非公開とすべき案件がない場合には，原則公開というこ
とになるが，事務局では，今日の会議の中で非公開とすべき事由はあるか。

〔事務局〕

非公開とすべき案件はない。

〔高橋会長〕

それでは，本日の審議会は公開とする。

(2) 議事録署名人の指定について

〔高橋会長〕

議事録署名人については五十音順でお願いしており，本日は倉茂委員と佐藤（慎）
委員のお2人になるが，よろしいか。

〔倉茂委員・佐藤（慎）委員〕

了承。

(3) 新・男女共同参画せんだいプランについて

〔高橋会長〕

それでは新・男女共同参画せんだいプランについて、事務局から中間報告（案）の説明をお願いしたい。

〔事務局〕

お手元に配布されている資料1（中間報告（案））に沿って、ご説明させていただく。中間報告（案）は、第1章から第8章までの構成となっている。現在の計画の〔2009－2010〕は、それ以前の男女共同参画せんだいプラン2004を受け継ぐ計画として策定されており、これについての取組と評価をまとめたものである。

計画上の6つの重点課題毎の取組の評価や課題・問題点等について、これまでのヒアリングで出た意見や審議会の中で議論されてきた内容等に基づき掲げ、必要なデータや関連データについても随時掲載している。

重点課題Ⅰは4ページ、重点課題Ⅱは6ページからとなる。市民センター等の講座開催の推移や、財団で行っている各種情報提供の状況等も関連データとして掲載している。

7ページからは重点課題Ⅲ「子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」である。9ページには関連するデータを掲載しており、保育所の待機児童数の推移、児童館数等の推移、それからひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数の推移等のデータとなる。

10ページは重点課題Ⅳ「労働の分野における男女共同参画の推進」である。昨年度実施した「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」が主なデータであり、11ページに掲載している。

12ページからが重点課題Ⅴ、女性に対する暴力の根絶と被害者支援であり、13ページが法律や施設等の認知度についてのデータとなり、仙台市の各区役所で行っている子供家庭総合相談を掲載している。仙台市の場合、区役所におけるDV相談の窓口が子供家庭総合相談となり、そちらのデータになる。14ページには、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数を掲載しているが、こちらは内閣府調べとなり、国の調査結果になる。県においてのデータも準備できるよう、今作業を進めており、最終的には、県のデータも掲載できるよう検討していきたい。

15ページからが重点課題Ⅵ「市民活動・企業との連携」である。17ページと18ページには、男女共同参画についての市民意見ということで、審議の過程中に実施した非公開ヒアリング2回、公募による公開ヒアリング1回の意見を掲載している。以上、ここまでが第1章となる。

第2章は19ページからになる。前半部は男女共同参画をめぐる動向ということで、国におけるこれまでの様々な法整備についてであり、2009年8月に出された国連の女子差別撤廃委員会での最終見解で、日本の取組はまだまだ遅れているといった指摘が

されているため、そのことにも触れている。現在、国においては、第三次基本計画を策定中であり、先日答申が出されたため、それに基づいて、新しい国の計画策定の中味にも若干触れている。

仙台市の動向としては、現在総合計画の策定を進めており、先日出された中間案において「市民協働」を経営方針の柱の1つとして掲げている。これまでの市民からのヒアリングからも、様々な機関等が連携・協力しながら進めていくことが求められている。

21 ページ第3章の新計画の基本的な考え方。計画期間については、既に審議会の中で議論して、了解いただいている事項であるため、その中味に沿った形で記載している。5の計画の基本目標と重点課題については、現行の計画では6つの重点課題を設定して、その課題毎に施策の概要を明らかにした中味になっている。

こちらのほうの重点課題については、課題というだけではなく、分野や領域といった視点から、新しい計画では基本目標として位置付けている。そのうえで、本計画期間の中で特に優先的に進めていく課題を別途重点課題として目標指標を掲げ、さらに強化していく施策を頭出しして示したほうが、より実効性のある計画になるのではといった議論を踏まえて、基本目標と重点課題の2つに分けた形で枠組みを考えていくということを記載している。

23 ページからは、第4章の基本目標及び施策の方向である。基本目標については、基本的に、現計画の6つの重点課題に基づいた形で考えることにしているが、一部組み替えたところがある。基本目標の3については、現プランにおいて「子育て・介護・地域活動等と仕事との両立の支援」になっているが、地域活動の部分については、地域活動を基本目標6へ移す形になっており、子育て・介護に限った両立の支援の形で整理を行った。

現計画において、重点課題ⅠからⅤが男女共同参画を進めていくための目標であるのに対し、重点課題Ⅵでは市民活動・企業との連携を掲げている。この市民活動・企業との連携とは手段、手法の部分であり、こちらについては別立ての章、計画の推進の中の推進体制で改めて述べることにしたい。従って、重点課題のⅥの市民活動・企業との連携の新たな基本目標の部分には、地域における男女共同参画の推進を新たに設ける構成にしている。

基本目標の下に施策の方向ということで、例えば23ページの基本目標1では、その下に①から④までの施策の方向が枝分かれしているような形で記載されているが、この部分についても、基本的には重点課題ⅠからⅥに掲げられている施策の方向と同様の考えになる。先ほども申し上げたが、重点課題Ⅲと重点課題Ⅵによる組み替えを受けて、例えば基本目標の2での施策の方向では、推進センターと地域施設の連携による学習機会の充実があったが、地域にかかる内容のものは基本目標6で③に掲げるなど、若干組み替えさせていただいている。繰り返しになるが、基本的な考え方につい

ては変わらず、若干基本目標間での組み替えが出てきている状況である。

27 ページからが第5章となり、今後5年間で優先的・重点的に取り組むべき課題として前回の議論を基に、4つの重点課題を掲げている。こちらは、本日の審議会において中味を議論していただきたい。施策の方向性についても、考えつくものを例示しているのので、こちらでも議論していただければと考えている。

29 ページは第6章「計画の推進体制及び評価」である。仙台市男女共同参画推進本部、それから市民・行政・企業、エル・ソーラ仙台とエル・パーク仙台的男女共同参画推進センター、財団法人せんだい男女共同参画財団、それらが連携を取りながら進めていくことが述べられているが、ご意見をいただいで補足していきたい。

また、これまでは事業担当部局による自己評価が主な計画の評価形態であったが、今後は客観的な評価、例えば審議会の場で、担当部局に対するヒアリングなどを行いながら問題点を抽出し、必要に応じて審議会も評価に関わり、提案や助言をしていくような形での外部評価が必要との議論があったため記載している。さらに、客観的に評価を進めるうえで、数値目標は非常に大切であり、必要な課題等においては数値目標を設定し、実効性を高める必要があることも記載している。なお、第7章及び第8章については、事務局で整理、確定させて中間案として成立させていきたいと考えている。

資料2については、新プランの枠組みを体系図としたものであり、条例に基づく計画の基本理念に加え、現計画の取組の評価から見える今後の課題をいくつか掲げてまとめている。市民からのヒアリングによる意見や、取り巻く状況として男女共同参画の動向、重点課題の新たな設定の考え方についても記載している。なお、基本目標の5については、DV基本計画として位置付けて、別冊の作成を検討している。また、優先的、重点的に取り組む課題のたたき台を4つ掲げているが、施策の方向性の中味は議論が必要である。

〔高橋会長〕

では、これから審議に入るが、私からも少し説明をさせていただく。

事務局には前回10月13日の審議会の後、直ちに中間取りまとめを作る作業を進めていただいた。当初においては、今回の審議会までに委員の方々に一度意見をいただき、それを修正し、この場で検討して作業を進める方向であったが、ヒアリング、公開ヒアリング、そして審議会での委員の方々のご意見等を総括して取りまとめを作るということで、作業がずれ込み、委員の方々には審議会の直前にご意見をいただくような日程になってしまった。従って、この中間報告（案）については、皆様方からいただいた意見を反映しない形でそのまま提案を審議するという事になった。中間報告の基本的なまとめ方の構成と内容については、事務局から要点を説明していただいたところである。審議の進め方であるが、この構成に沿って、少しずつ検討していきたいと思う。既にご意見をいただいている委員の方々もいらっしゃるが、改めてこの

審議会の中でご意見ご質問等いただければと思う。

まず「はじめに」というところであるが、前回の審議会では様々なご意見をいただき、構成の大きな変更に対する賛成、反対のやり取りがなされ、それについて中間報告の中で、どのように市民の方々に知らせるのかを検討するかをお話をしたと思う。中間報告の公表にあたって、「はじめに」の文章については、主に審議の経過が書かれ、大きな変更点が3つあり、特に2番目については、審議会の中でも様々なご意見をいただき、異論もあった。重点課題として特出しすることによって、問題が生じないかというご意見をいただいたことを、この「はじめに」に入れさせていただいた。これらを含め、ご意見をお願いしたい。

〔原田委員〕

10 ページ第1章の重点課題で、労働の分野における男女共同参画の推進というテーマがあり、課題・問題点の3つ目「結婚・出産・育児を機に、約6割の女性が退職しているのが現状です」と「退職することなく育児休業を取得して、子育てに専念できる環境を整備していく必要があります」という表現になっているが、退職をするかしないかというのは、女性の選択の自由になり、我々が問題にしているのは例えば子育てによって、本当は就業したいができないとか、上司から辞めてくれみたいなのをいわれたという問題だと思う。女性が子育てに専念できるということが、良いことかどうかは分からないが、男女共同参画という視点から見ると、むしろ場合によっては男性が育児をしてもいい訳で、テレワークなど働き方を工夫し、仕事と子育ての両立をすれば、必ずしも育児休業を取る必要はないと考えている。

法律で決められている育児休業の期間は1年であるが、それを長くしたらどうかという議論もある。あまり長く休むと、女性のスキルアップに問題が出てくるとの議論もあり、このあたりの表現は問題かなと思っている。

それともう1つ、その上の第2番目の「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組について、企業への働きかけは難しいとはいえ」という表現であるが、ワーク・ライフ・バランスのことを企業に普及啓発していただくのは結構だと思うので、「企業への働きかけは難しいとはいえ」は不要なのではという感想を持った。

〔高橋会長〕

事務局は何かあるか。1つは退職について、やむなく退職せざるを得ないという限定をすること。それから子育てに専念というよりは、両立し得る条件、環境を整えるという表現にしてはどうかということである。

〔事務局〕

最初の部分であるが、確かに21年度に行った仙台市の調査、11 ページの下の円グラフの部分になるが、こちらはおそらく、仕事を続けたいが子供を預ける先がない、環境が十分ではないなど、意に反して辞めざるを得なかったことに限定した質問ではなかったと思われる。確かに、この文章の中で、やむを得ず退職せざるを得なかったと

いった記述は必要であり、記述をしないと誤解を生むことになると思われるので、こちらは修正が必要だと考えている。2点目の「企業への働きかけは難しいとはいえ」という部分については、あえて必要ではないと考えている。

〔平井委員〕

1章の4ページ目のところで、「④公募制導入がなかなか進まない」という記述がある。以前いただいた「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕推進状況報告書」の3ページで「審議会委員の公募制度を推進していく」の前に、市民の意見を取り入れるためにという文言があるが、以前の公開ヒアリングで発表された市民の方が、市民の力も使いながら行政と一体になって、ということをすごく強調されていたのが印象的であり、入れていただきたい。

〔高橋会長〕

課題・問題点のどこの部分になるか。

〔平井委員〕

配布された資料1の4ページ重点課題Iの課題・問題点の「④公募制導入がなかなか進まない」というところである。この部分に「市民の意見を取り入れるために」という文言が欲しい。それをに入れていただくと、市民に分かりやすいのではないか。

〔事務局〕

確かに、公募制導入というものは、市民の意見を取り入れることを目的としており、この前に「市民の意見を取り入れるための公募制導入」などと補足すると、より分かりやすくなると思われるので、その方向で検討させていただきたい。

〔高橋会長〕

平井委員は12ページについても、少し説明がほしいとのことだが、どの部分になるか。「企業ニーズの把握と研修内容の検討が不十分」の「不十分」という部分でよろしいか。

〔平井委員〕

「ニーズの把握と研修内容の検討が不十分でした」の一言だけでなく、どのように不十分で、どうしたいかを一言付けたほうが分かりやすいのではないかと思う。

〔高橋会長〕

具体的なお指摘は、改めて事務局に伝えていただければと思う。

では、第2章、19ページから20ページの男女共同参画をめぐる動向に移りたい。この部分は男女共同参画をめぐる社会の状況ということで、少子化、高齢化、あるいは労働をめぐる状況等について記載していく方向であったが、非常に薄い記述になってしまったこともあり、男女共同参画をめぐる政策に限定したものとした。

第3章については、ここからが新しい計画の枠組みとその内容になっている。

第4章は、「基本目標及び施策の方向」である。基本目標は、基本的には前計画の柱を受けた形であり、施策の方向についても新しいものというよりは、表現を若干変更

した程度である。しかし、枠組みについては変更されており、基本目標3の地域の部分を基本目標6に組み替え、膨らませるような内容になっている。

〔佐藤（わ）委員〕

23 ページの基本目標1であるが、この施策の方向①についてである。市の審議会等における女性委員登用率の向上というのは、一番取り組みやすいものであるが、これだけで良いのかと思う。もう少し様々な場面で、女性の参画を促していく形だと良いのではないか。④では、「政策形成及び意思決定の場合の参画に向けた」というところであるが、学習機会の提供に限定しているのではないか。政策形成及び意思決定の場合に、女性のための施策をもう少し具体的に入れた方が良いのではと思う。①の女性、市の審議会における女性委員という部分について、非常に強調されているように感じた。

また、25 ページの基本目標4の施策の方向①であるが、ワーク・ライフ・バランスを考えた時、女性の就業と就業継続、休業・育休取得後の復職などに不安な方は多いと思う。もちろん、既にスキルアップ研修など取り入れている企業もあると思うが、このような支援が企業全体に広がれば、自信を持って育休を取ることができるのではないか。復帰できる、しやすくするために、企業もそれなりに努力をしていただけませんか働きかけていただければなと感じた。

〔下夷副会長〕

23 ページの基本目標1の施策の方向は私も出した点であり、現在の重点課題Iに掲げている①から④はそのまま掲載されている。特に②及び③については、様々な場に女性が参画するという段階ではなく、このような団体や機関等で意思決定の立場に立てる、そういう場に登用するということが大事であり、参画の促進では少し弱すぎるのではということ強く感じたため、修正できないかと考えている。

〔高橋会長〕

この部分は基本理念であるが、条例の第3条第3項を受けた課題になっており、市の政策決定だけではなく、民間の団体を含め、社会の対等な構成員として方針の立案及び決定に協働して参加するという表現になっている。参画の中に方針決定の参加という意味を含めて、もう少し明示的に書いた方がよいのではというご意見である。

〔事務局〕

例えば、方針の立案や政策上の決定への参画という形で、女性の参画について少し細かく表現した方向で検討したい。行政が強制すべきものではないことを前提として、各団体が主体となり決定するということによろしいか。ご理解いただくための、様々な促進策を進めるというのが行政のスタンスになるかと思われるので、管理的な部分や、代表を担うような人材がなかなか育たないという部分は、もう少し強く求められるという言い方に配慮したい。なお、この参画の促進という部分は、政策決定や立案の段階への参画という文言に調整させていただきたい。

あくまで、企業や自主的な団体の自主性がある初めて社会として成り立つという前提もある。書き込み方として、行政があまり強制的に進めるというのは、難しい部分もある。そのあたりについては、ご理解いただきたい。

〔佐藤（わ）委員〕

企業のことは企業が、町内会のことは町内会の人が決めることは当然であるが、仙台市としてそのようなところへも、女性が参画し、しっかりと意見を述べるのが、仙台市の将来のためにも絶対だという判断の下、働きかけをしていくことは十分できると思う。行政は口出しできない、最終的な意思決定の場に女性を登用するかどうかは各企業にお任せしますというのは、少し後ろ向きなのではないか。

女性を積極的に登用することが企業のためという働きかけを行政が行ってもおかしくはないと思うので、そのあたりも併せて文言を考えていただければと思う。

〔高橋会長〕

事務局の発言は、働きかけをしないということではなく、働きかけを強めて行すが、あくまで最終的な決定はそれぞれの団体、特に民間の団体については委ねざるを得ない、そのような難しさがあるというご発言であると思われる。また、基本目標4の①については、就業及び就業継続、そして再就職、講座も12月頃に市民センターなどで再び開かれるようであるが、そのような取組やあり方を女性の就業等と合わせて、少し膨らみを持たせ強めるということではよろしいか。

〔事務局〕

育休の復帰という視点ではなく、1度辞めたあとの再就職という意味で書き込むことでよろしいか。

〔高橋会長〕

そのようにお願いしたい。

〔佐藤（慎）委員〕

今、育児の視点で労働問題の話が出たが、介護の視点で女性だけではなく男性が40代50代で辞めて就職できないという悩みを聞く。男女共同参画の大きな視点でいえば、そういった介護の問題も扱うことになる。そうした時、こういった女性だけに対する書き方で良いのか。

〔事務局〕

その部分については、基本目標3の子育てと介護と仕事の両立支援の中で、育児介護休業取得の促進となっており、ここにその取得後の復帰についての支援や、そのような言葉を書き込むことで男女問わず適用になるのではと考えていた。

もし介護と仕事の両立支援というスタンスであれば、24ページの施策の方向性において育児・介護休業取得の促進としているが、取得後の再就職や再復帰に向けた支援などについて、さらに書き込む必要があると改めて考えている。

〔佐藤（慎）委員〕

おそらく今のお話からは、基本目標3と4が両方に関わっているということになる。基本目標4は育児重視の内容であり、女性の育児自体が女性の問題と関連している。しかし、先程原田委員の話にもあったが、50代の方々と30代の方々の概念では大分変化している。若い男性は随分育児に積極的だという視点に立つと、古い概念で書き切っているのが少し引かかる部分である。

〔玉淵委員〕

今の佐藤委員の発言に関連して、基本目標3の3行目の「夫は外で働き…」というところで、「仙台市が行った意識調査においても」という部分がある。この意識調査は、いつ行ったものであるのか。また、その全容がわかる資料はいただいていたか。

〔事務局〕

今年度になり、皆様にもご報告したが、「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」として、今年の2月12日から26日まで、二十歳以上の男女2,500人を対象として行った調査であり、平成22年3月に報告書としてまとめたものである。

〔玉淵委員〕

先ほどの概念にも関わってくるが、例えば前プランの当初において、これと同じような調査を行い、その経年変化を捉えているのか。

〔事務局〕

似たような調査は行っているが、設問に違いがある。17年度では、「男は仕事、女は家庭という考え方がありますが、どう思いますか？」に対し、今回は「男は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について」という内容になっている。内閣府の調査ではこの設問になっており、今回の調査は内閣府と比較する形を取っていたため、前回のもとは比較するのは難しいのではと思っている。

選択肢についても、前は「同感する」「同感しない」「どちらともいえない」でしていたが、今回は「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」という4種類にした。玉淵委員が言われたように年代別データもあるため、それは使えろと考えている。

〔玉淵委員〕

今質問させていただいたのは、基本目標2の男女共同参画に関する教育学習等にもあるが、もし何年やっても変化がないようであれば、もっと重点的に教育・学習を進めなければならないし、少ないにしても変わってきているという部分はあると思うので、それなりの効果を捉えられるのではないか。そのあたりについてのデータがないと、なかなか把握するのは難しいのかなと思われる。これは前回お伺いした予算にも関わることであり、そのような調査等を今後経年的に行っていくということも、是非考えていただければと思う。

〔佐藤（わ）委員〕

先ほど基本目標4で申し上げた育児・介護休暇取得の促進とその復帰に向けた支援

については、基本目標3の②に入れると事務局からお答えいただいたが、この部分に入れても不自然ではない。

〔高橋会長〕

入れるというのは簡単なようだが、実際にはかなり難しい作業になる。いずれにしても、辞めた方が復帰できる環境を整える、あるいはそういう学習機会を設けるというのを施策の方向の中に入れていただくということで引き取らせていただきたい。

〔玉淵委員〕

26 ページの基本目標6の部分になるが、施策の方向「④男性も参加しやすい地域活動の推進」という表現があるが、そのまま読むと、地域活動が女性中心に進められていると解釈できるのではないかと。私から見れば、逆に男性中心で女性の参画が少ない地域活動もあると感じるところである。

「⑤外国籍女性の生活への支援」については、上の文章の「また」から3行を読んでいくと、男性も女性も外国籍市民ということで捉えているが、これが⑤になると外国籍女性と限定している。そのあたりも女性男性を問わず、外国籍市民の生活の支援、あるいは4番目でいえば、男性も女性も参加しやすい地域活動という表現の方が良いのではないかと感じた。

〔高橋会長〕

外国籍女性の生活の支援というのは、具体的にどのような方を念頭に置いているのか。外国籍の方であれば誰でも支援するという事ではないと考えるが。

〔事務局〕

支援として、言葉や文化、生活習慣の違いに対する支援という中味になると思われる。施策の方向で、あえて外国籍女性と記載したのは、外国籍での困難さに加え、女性であることでの困難さもあり、そこを強調する意味も含め、あえて外国籍女性と記載している。しかし、上の本文で「外国籍市民を支援していくための」という記載をしており、そちらとの整合性も考えたうえで、どのような記述がいいのか検討させていただきたい。

〔高橋会長〕

外国籍市民、女性というところを具体的なイメージを持って整理をしていただくということで、この部分は引き取らせていただきたい。

〔事務局〕

今回の審議会では、あまり外国籍の方の困難さについて審議会の中であまり議論されていなかった。本市には5千人の外国籍女性が暮らしており、外国籍女性は女性であることによる困難さに加え、言葉の問題や日常の生活の様々な場面で、多くの困難を抱えている。「外国籍女性が安心して暮らせるよう、行政の視点から支援を行っていきます」となっており、特に、女性の方の困難さへの議論が審議会で行われた経過があると思われる。この部分については、審議会でも改めて議論していただきたい。

地域活動については、男性がメインで行っているものも確かにあるため、ここは男性も女性も共に参加しやすいという表現に直す方向で検討させていただきたい。

〔高橋会長〕

施策の方向として、外国籍女性の生活への支援という内容で限定されているということであり、その部分が無いのであれば、困難な条件の下にある方を念頭に置いたものになるかと思われるので、少し議論していただきたいが、いかがか。

〔佐藤（わ）委員〕

私は20年ぐらい英語で外国籍の方のボランティア通訳をしており、今の状況を一番理解していると思う。外国籍の女性の方にとって、何が一番大変なのか。赤ちゃんや小さい子供を抱えている日本語が全く分からない外国籍の方は、子育て情報を得ることができない。彼らをサポートするグループもできてはいるが、大変苦慮する事実は確かにある。しかし、それ以外になると、今は国際センターで外国籍の方のための相談や支援を結構行っているので、仙台市は割と充実していると言われている。今、緊急に必要とされているのは、赤ちゃんや小さい子供を抱えている日本語が分からない外国籍女性である。

〔高橋会長〕

この部分は担当部局にも照会をしていただき、外国籍の市民の方々が抱える状況等を少し把握していければと思う。佐藤わか子委員からお話いただいたように、日本語の教室や情報誌の提供を含め、仙台市として既にやっている部分もあるので、現状や課題を踏まえ、それに対応した施策の方向を表現していくという形でいかがか。

〔佐藤（慎）委員〕

基本目標5「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」について、以前のしっかりした議論があつてとのことであるが、私自身、新しく委員になったので経緯が分からないが、昨今のいろいろな事件を考えていくと、この文言が女性だけに対するものだけで良いのかと、ずっと疑問に思っていた。男女の人権を脅かす暴力の根絶など少し大きな目標にしていただき、その中で特にひどいのが女性に対するDVであることを施策に入れる方向にした方が、最終的に様々な部分で関連し、男女共同参画とはそれらを全部含めたものだと言う意識につながるのではと考えている。

また、法律においても、女性というよりは配偶者という言葉を使っているが、そのあたりの見解はいかがか。

〔事務局〕

これについては、14ページの配偶者間における犯罪の被害者の割合をご覧ください。傷害事件の被害者の94.5%が女性であり、大部分を占めている。女性に対する暴力の根絶は、ここによるものである。この結果はずっと変わらないものであり、私どもとしても重く受け止めている。男女に関係なく取り組むべきことは存じているが、ぜひ女性に対するという言葉を入れていただきたいというのが私どもの希望である。

〔佐藤（慎）委員〕

私の大学の先生が、山形で男女共同参画の推進に取り組んでおり、この件は伺っている。だからこそ、私自身、施策として何らおかしくないと認識している。ただ、今言われたとおり、目標というのは常に施策や重点課題といったものの捉え方だと思われるが、目標として暴力をする側も阻止していくこともある。女性だけの問題ではなく、男性の問題でもあるという認識にするためには、基本的な人権を脅かす、あらゆる暴力が根絶されるべきだという視点も重要である。この基本目標に関しては、是非そういった高い目標にさせていただき施策で論じてもらい、まずは女性に対する暴力を根絶するという姿勢で臨んでいただきたい。

〔佐藤（美）委員〕

佐藤（慎）委員のご意見について、本文はこの記載どおりでよろしいかと思うが、目標は男女間の暴力の根絶と被害者支援、そのように変えるというのはいかがか。被害者は圧倒的に女性というのが実情であるが、DVといった場合、男性に対する暴力も当然含まれるので、この目標のところの記載を男女間の暴力の根絶と変える方が正しいのではと感じる。

〔望月委員〕

DVは、要は家族内や家庭内の暴力のことであり、色々と問題になるのは親密な関係にある人間同士の男女間の暴力だと思われる。あまり一般化して暴力は何でも根絶するという目標よりは、むしろDVの趣旨に沿ったほうが良いのではないかと。とは言え、家庭内にしてしまうと、男女間の意味はどうなるかで難しい部分ではある。親しい関係を踏まえているということであれば良いとは思われるが、その関係性も少し考えていただければと思う。

〔佐藤（美）委員〕

結婚前の男女のデートDVの問題などもあるので、家庭内や配偶者間ではなく、変えるのであれば「男女間の」の方がよろしいのではないかと。

〔高橋会長〕

今のところ、表現が前プランから変わり、重点課題から基本目標ということになった。従って、表現をどうするかというのは非常に大事な問題であり、本来のあり方からすれば男女共同参画であるので、男性と女性がともに社会に参画できる条件を作っていくということだと思われる。ただ、具体的な施策からいうと、様々な分野で女性が圧倒的に不利な条件にあり遅れていることもある。今目標とするものと、具体的な施策の次元の表現を変えるということで、ご意見が多く出している。基本目標5については、今のところ、男女間の暴力の根絶と被害者の支援の形で目標を置くということではいかがか。

〔河崎委員〕

私はあくまで現状維持にすべきではないかと考えている。数の問題もあるが、男女

では圧倒的に力が違う。男性に軽く突き飛ばされただけでも、女性は吹っ飛んでしまう。男女共同参画なので、等しく暴力は良くないと言われることも分かるが、女性に対する暴力がどれだけ深刻な問題であるかということは、単純に男女平等と言えない問題なのではと考えるので、現状維持が良いのではないか。

〔平井委員〕

この配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護という法律が平成 13 年にできた時、仙台市もそれを受けて、女性に対する暴力を考えたと思われる。それから、この配偶者からの暴力が一体どの位減ったのか、少しは改善されたのか。その結果、変えるというのなら分かるが、まだ解決していないし、先が見えない気がする。初心に立ち返り、どうしてこれができたのかを少し考えていただきたいと思う。

〔佐藤（慎）委員〕

今の、男性の方が力が強いというお話を伺って、確かにそうであるとも思う。女性に対する暴力の根絶は当然重要な課題であり、尊重され、大きな目標を掲げて取り組むべきことだと考えている。ただ、DVの話を家族間の話で見ると、子育ての場においては、女性が子供たちに暴力を振るってしまうことも起きている。そういったことから考えると、男女間の暴力にしたいと思うところである。私が委員になった理由もそこにつながると思うので、平井委員や、河崎委員、大塚委員の言われることは十分に感じているが、女性に対するという方向のベクトルだけではなく、様々なものを含めて、大きなところを捉えて欲しいというのが私自身の願いである。

〔佐藤（わ）委員〕

私はハーティ仙台で長く相談員のようなこともしていた経験から、女性に対する暴力の悲惨さを分かっている。しかし、佐藤（慎）委員が言われたように、基本目標と考えた時に、暴力をなくしたいと、そう考えたら男性も女性もとなるのである。

施策を見ても、被害を受けている女性だけを一生懸命助けよう、助けようとして、暴力加害者に対するアプローチが全然無い。被害を受けてしまったから、どうやってかばうか、どうやって助けるかということももちろん大事である。しかし、暴力加害者に対してどのように対応していくかも、この施策の中にしっかりと盛り込んでいかなければ数を減らしていくことは難しいのではないか。そのような意味で、基本目標については佐藤（慎）委員が言われるように、男女間の暴力根絶の形にして、基本施策の中でしっかり女性に対するということを入れていただき、暴力加害者に対するアプローチをしていく必要があるのではないか。

〔平井委員〕

男女となると方向性が変わってきてしまうように思われる。先ほども話したが、これは法律からきた目標、課題であったと思うが、違う方向に進んでいくのではないか。

〔佐藤（慎）委員〕

不安というのは、どういったところにあるのか伺いたい。

〔平井委員〕

加害者である男性にも教育を行わなければならないのは当然であり、私も以前の審議会で加害者にも何か支援をと申し上げたので良く分かっている。せんだいプランが段々進化していく中で、始まったころに比べ状況が良くなったり、変化したりしているのだろうかとは思われる。しかし、成熟していないというか、もう少し良い方に変化していけば、様々なことを市民や会社も受け入れてくれるのではないか。今は、まだ道半ばであり、そこを変えていくのはまだ早いのではないかと思う。

〔高橋会長〕

おそらく議論は平行線だと思われるので、この中間報告では、「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」というこのままの表現で提示することで提案させていただく。ただし、この基本目標5について、委員の中でも議論があったことを紹介し、それを含めてパブリックコメントをいただき、それを踏まえて審議会の中で議論していき、確定していくという扱いにさせていただきたい。

〔佐藤（美）委員〕

その方向で進めるのであれば、DV防止法もDVは男性に対する暴力も含んでいるため、整合性を保って基本目標を掲げた方が良い。

〔高橋会長〕

女性のままの表現を支持する委員の方も、当然それを踏まえて発言されておりますので、先程のような扱いにさせていただきたい。

それでは第5章についてであるが、今回はこの内容について審議会の中ではあまり議論が行われなかったため、内容の柱だけ暫定的に挙げていただいたものを整理した。当初の検討では、文章のみで重点的課題の部分を記載していたが、市民が見た時に具体的な施策としてどのようなものがぶら下がるのかが明確に分かったうえで検討した方が良いということで、例という表現にしている。1から4までの課題が重点的課題になっており、その下にぶら下がるものとして考えられるものを事務局で精査した。

1の課題については、河崎委員、倉茂委員からも意見をいただいている。前回の審議会での平井委員の意見の中で、政策決定、意思決定の場における男女共同参画の実現の柱というのは、これは重点的課題として欠くことができないという提案をいただき、それに対して河崎委員などの支持もあり挙げたものである。河崎委員、具体的な提案を含めて紹介願います。

〔河崎委員〕

倉茂委員から重複しているのではというご指摘もいただいたが、まずタイトルについて、基本目標1に掲げられている政策の形成及び意思決定の場における男女共同参画、場合によってはさらなる推進という形で、より広い範囲での問題と捉えていただくよいかと考えている。

また、例として挙げられているものも、これだけでは非常に狭いため、もっと数値

目標を掲げて達成できなかったところを具体的に挙げていくと、かなり上がるのではないかと思う。

〔高橋会長〕

意図してこのように狭くした訳ではないが、事務局とやり取りしていく中で、結果としてご指摘の通り狭くなってしまった。政策決定、意思決定への参画の領域の中で、もう少し具体的な例をこの中に盛る必要があると思われる。

〔事務局〕

事務局としても、改めて狭すぎると感じている。例についても、現在の数値目標として掲げているものなどもあるため、そういったものも含めて検討していきたい。

〔高橋会長〕

そのような取扱を含め、1から4が柱になる。委員の方には、この内容について具体的に記述した時にどうであるかを検討していただければと思う。

〔下夷副会長〕

女性委員の登用率が少し狭すぎるとのご意見であるが、重点課題にするということであれば、あまり広くしないほうが良いのではないか。7年間同じ形でやってきて、現状に対する認識としては進み具合が十分でなかったと思う。今回の計画で一步でも進めたい、少しでも実効性を上げたいという立場から考えてみると、網羅的にというよりは進むのではないか。女性の登用を7年間推進してきたが、それでも依然として女性委員がゼロの審議会等があり、予算のかかるようなことでもないので達成できないという非常に残念な結果に終わっている。そういう意味では、課題を特定して重点的課題として置くことにより、今までのようには済まされない形にしていくことが良いと思う。全体として基本目標を網羅的に広くして、後退しないよう審議会も市民もチェックしていき、その上で重点的課題については、できるだけ限定した方が良いのではと思う。従って、1については女性委員の登用率だけでは不十分かもしれないが、いくつかに限定する。2番目の地域についても、あまり色々というよりは、その地域で男女共同参画を進めていく市民力をパワーアップして活動を支援する、そこに限定した方が良いのではないか。また、ワーク・ライフ・バランスも色々であるが、とりあえず保育所と育児休業だけは何とかして欲しい、そのような思いがあるので育児期に限定して良いのではないかと思う。

女性に対する暴力についても、ここに出ているもの全てという訳ではなく、本当に進めるのは何か、何がこの分野全体をリードするかを考えていくと、議論の中で強く思ったのはワンストップセンターの様なものを作れないかということであった。ただ、この課題を絞る上で大事なものは、それがどれくらいの意味を持つのか、本当に実現可能性があるのかということである。実現不可能なことを書くのは良くないと思っているので、女性に対する暴力についても、できることで現実を少しでもリードして進めていけるようなものについて、皆さんから意見を出していただければと思う。

〔高橋会長〕

柱そのものについては、この4つということによろしいか。

〔下夷副会長〕

柱はこの領域で良いと思うが、中味に即して言葉を限定しても良いのではないか。

〔高橋会長〕

下夷委員のご意見は、ここにある4つの課題については、基本目標と重なるところもあり、そうするとそれが同じ内容になった場合、ここで重点的課題に置いた意味が薄れてしまうため、とりわけ重要な課題、あるいはその実効性が確保、担保できるような課題に焦点をあて、絞り込んで項目を考えることが必要ではないかというご意見である。

〔望月委員〕

最初にこの案を見たとき、確かに1がすごく狭いと感じたが、今、お話を聞いてみて、逆に2・3・4が広すぎるのではと感じてきた。確かに基本目標と重なってしまう部分も多いので、むしろ2・3・4をもう少し絞るのもいいかと思う。

〔高橋会長〕

前回の審議会で、佐藤わか子委員からは重点的課題については特に焦点を絞った課題を挙げたほうが良いのではという発言をいただいたと思う。具体的にどれにするかということではなく、少し絞り込むということではいかがか。

〔佐藤（わ）委員〕

重点として取り組むのであれば、関連的できちんとした数値が入っているもので、評価を追いかけていくようにした方が良いのではということは前から申し上げているので、そこで絞り込んでいただいて、しっかりと数値目標及び評価体制を決めていくというのが良いのではと思っている。

〔高橋会長〕

私の提案として、数値目標とモニタリング指標という2つに分けて区別して表示するというので、仙台市がまず取り組まなければならない。そのような意味では、労働の領域とは非常に難しい部分になる。その取組の変化によって、変化し得る数値でなければならない。現計画においては、例えば審議会の委員の割合を増やすというのは、努力で何とかなると思われる。しかし、現計画では「男性の1日平均家事時間を増やします」とあるが、これは仙台市の努力だけでは無理である。権限を越えた数値であるが、追っていく必要がある数値であるため、これは明確に区別して、その数値とモニタリングを分けて整理をしていく必要があるのではないかと思う。そのような意味で、第5章の具体的な施策の方向というのは、数値として掲げることができる部分に少し焦点づけてはどうかという提案になる。

それでは、第5章の、特にこの施策の方向の部分については、本日の審議会では議論できないため、中間報告の中ではこのまま例として挙げさせていただく。それを前

提にパブリックコメントなどもいただきながら、実際に予算がつかない、実効性がないということでは問題があるため、少し事務局とすり合わせをして絞り込みを行い、次回、パブリックコメントの後の審議会の中で提案させていただきたい。それでは、第6章の「計画の推進体制及び評価」についてご意見をいただきたい。

〔河崎委員〕

先に進む前に、今の展開を受けて4章について少しお話させていただきたい。基本目標6の施策の方向の最後の部分で、外国籍市民の生活なのか、外国籍女性の生活なのかというところで先程議論があったが、私は、むしろ第5章で、もう少し具体化されて議論されるのかと思いついて展開を見ていた。

もし、そのように絞り込んで具体化、数値化した形で第5章を書かれるのであれば、基本目標6では、外国籍に限らず、障害者や貧困者、社会的弱者など一般的に社会参加が困難な方たちという方向で書いた方が良いのではと考えている。

〔高橋会長〕

ある意味、外国籍市民の問題が唐突に出てきている感じが否めなく、そういう意味では社会的弱者や不利な条件にある人達に対して、男女共同参画の視点から施策を考え、広い捉え方ができるというのが、第6での目標のメリット部分になると思うので、それを生かした全体の構成、趣旨、施策ということで考えてはどうかというご意見だが、いかがか。

私は大賛成である。委員の方も頷かれている方が多く、強いご支持をいただいているようなので、事務局もよろしいか。書き込みが大変だと思うが、審議会の趣旨としてそのようなことでお願いしたい。

それでは推進体制及び評価について、私から意見がある。評価の指標については、モニタリング指標という提案を先程させていただいた。市の条例では市の役割があり、第5条で事業者の役割、第6条で市民との協働という考え方の構成になっている。今の計画の推進体制は、行政に関わる部分だけが強調されるような内容になってしまっている。行政の役割も大事ではあるが、市民の役割、あるいは市民の方々の活動の支援も非常に大きく、そこを強調した体制を考える必要があると思っている。29ページにおける表現は弱いため、市民や事業者との協働の中で、男女共同参画が初めて進むのだということを今回、強調したいと思う。

〔下夷委員〕

私も同じ意見である。現在、計画の重点課題VIに挙げられている部分が今回の表から消えてしまうが、それは軽視している訳ではなく、推進の部分でしっかりと入れるというご説明が先程あり、それが分かるように明示された形で書き込みがあると良い。

〔高橋会長〕

事務局はよろしいか。では、そのようなことでお願いしたい。

〔佐藤（わ）委員〕

少しだけ確認したいことがある。現在、エル・ソーラとエル・パークはやむを得ない事情で2館体制になっている。このことについて、仙台市として、今後もずっと2館体制のままでいかなければならないと思っているのか、もしくは機能を1つにまとめる方向性を持っているのか、仙台市の考えをお聞きしたい。

〔事務局〕

今回のエル・ソーラ仙台の見直しに伴い、市民説明会等を行い、来年度4分の1縮小で再スタートすることになった。この過程において、市民の方から将来的な話として様々な意見が出されてきたが、2館体制の維持を説明させていただいた。元々あった、いわゆる女性センター的な部分まで持っていくかという議論については、財政事情がこのような状況であり、今のところ全くされていない。次の総合計画の10年間においては、現状の2館体制でいくと考えている。

〔高橋会長〕

それでは、全体を通して何かご意見はあるか。

〔下夷副会長〕

一つ要望がある。ヒアリングや委員の皆さんからも出ているが、今回の中間報告はできるだけ言葉使いを分かりやすく、身近にフィットするような言葉で表現したものに仕上がるよう努力できるといいなと思っている。

〔高橋会長〕

それでは、最後に今後の進め方についてである。まず、私の方から中間報告の取りまとめということで、本日審議いただいたものを含め、最終的な中間報告として取りまとめをしたいと思う。まだ仮の予定であるが、パブリックコメントが11月29日から12月28日の1か月になり、様々な庁内の手続きがあるため、審議会としての中間報告案は11月12日までに作らなければならない。

従って、今後の取りまとめについては、事務局、会長、副会長に一任いただき、必要な修正をかけて、パブリックコメントにかけさせていただきたいと思うが、よろしいか。

〔事務局〕

了承。

(4) その他

〔高橋会長〕

では、それ以外について、事務局からお願いしたい。

〔事務局〕

その他について、1点報告させていただく。お手元のエル・ソーラ仙台の見直しについての資料をご覧いただきたい。これまで、エル・ソーラ仙台の見直しに際し、利用者をはじめ多くの皆様に意見を伺いながら検討してきたが、この度最終案がまとま

ったので報告させていただく。

まず、資料の1枚目の1、見直しの概要である。エル・ソーラ仙台については、エル・パーク仙台とともに男女共同参画推進センターの一翼を担う施設とし、必要な機能を確保しながら運営経費の削減を図ることとしている。男女共同参画の推進をめぐる社会環境の変化等に対応した施設機能とするため、諸室配置の見直しを行い、施設の面積を現在のアエル28階及び29階の2フロアから1.5フロア程度に縮小を行う。

2の見直しの基本的な考え方であるが、資料のレイアウト図をご覧いただきたい。レイアウト図左側が現在のもの、右が見直し後の図面になり、下が28階で上が29階になる。主な見直し内容は、こちらに記載している(1)から(3)の3点である。

1点目は相談支援機能の拡充についてである。少子高齢化、未婚離婚の増加等による単身世帯や1人親世帯の増加、昨今の厳しい経済環境を反映した雇用の悪化による失業者、非正規労働者などの生活困難者が増加している。それらがエル・ソーラ仙台で行っている女性相談の状況にも反映し、相談件数の増加、相談内容の多様化・複雑化につながっているため、様々な問題や課題を抱えた女性の自立、自己実現に向け、相談支援機能の強化を図っていきたいと考えている。具体的には、現在28階の東側にある相談スペースを29階の西側に移転し、相談室を1室増設、新たに自立につながる各種支援事業を行うサポートルームを設置する。このサポートルームを設けることによって、DV被害者等の様々な課題を抱えた方への支援事業を実施できる環境を整え、相談から自立につながる各種支援事業を拡充していきたいと考えている。

また、自助グループとの連携により、例えば女性の健康などの相談や支援事業を実施できる場としても使用できるのではないかと考えている。これにより、見直し後の相談スペースは現在の1.6倍程度の面積となる。

そして2点目は、情報提供、交流学习研修機能の一体化とサービスの向上である。現在、28階に研修室と事務室が、29階に図書資料ラウンジと市民交流スペースがある。見直し後は、これらを28階のフロアに一体的に配置し、西側の研修室と東側の図書資料スペース、市民交流スペースの間に事務室を置くような形にし、研修室の利用、図書の貸し出し、情報提供、作業室の利用を一体的に行い、財団の職員が直接来館者に多角的に、きめ細やかな支援が行えるよう配置を行った。

図書の貸し出し時間については、図書資料ラウンジは現在午後8時で閉まるが、市民交流スペースは10時まで開いているため、見直し後は、図書の貸し出しも9時半まで延長することで考えている。また、男女共同参画に資する団体等が研修室を優先的に利用できるような仕組みなども検討し、サービスの向上を図っていきたいと考えている。

3点目は学習研修機能及びサポート機能の見直しということで、研修室については現在の小さい研修室を廃止し、3室から2室に見直したいと考えている。現在29階にある活動ブースについては、近年の応募実績や利用状況、また、市内に同種の施設が

ある状況も考慮し、廃止する方向で考えている。

資料2をご覧ください。こちらはエル・パーク仙台との2館体制に関する機能図になる。現在は、相談支援機能のみがエル・ソーラ独自の機能であり、その他の機能については学習研修機能が若干エル・パークに寄っており、ほぼ2館が同じバランスで担うような形になっているが、見直し後は情報提供機能と相談支援機能共にエル・ソーラが主に担う形にしたいと思う。サポート機能についてはエル・パーク仙台が主で、2つの施設が共に交通利便性の高い近距離にあることから、2館の施設の特性に応じた機能分担を明確にし、2館を一体のものとして市民の皆様を活用していただければと考えている。

1枚目の資料の裏面をご覧ください。諸室配置の見直しにあたり、その前提として配慮した事項をいくつか挙げている。1点目、事務スペースは可能な限り縮小する。2点目、真ん中の通路を挟んで北側部分、こちらには水回りの配管等が通っており、改修に大きな制約があるため現状維持になる。3点目、受動喫煙防止の観点から、現在ある喫煙ルームは廃止する。

見直しの過程で、7月と8月にワークショップを実施しており、その時の主な相談と対応状況をまとめた資料を参考までに載せている。①から③、こちらには相談や自立支援に関する意見があり、サポートルームの設置や相談室の増などで対応していきたいと考えている。④については、こちらは市民交流スペースが若干狭くなるため、例えば現在のテーブルが全て収まるのかといった質問であった。こちらについても見直し後、多少間隔は狭くなるが、全て配置できるような形で考えている。⑥のインターネットやパソコンの利用環境に関する要望については、新たにパソコンの貸し出しや研修室のネット環境の整備等を検討していきたいと考えている。

最終案については、先月の28日に説明会を開催し、利用者の方に説明させていただいた。今後の予定としては、条例の改正案、予算案の審議等必要な手続きを踏み、来年度には工事に入り、秋ごろには新しい施設の開所を予定している。

〔高橋会長〕

面積が縮小されても、機能的に弱化しない取組を是非とも行っていただきたいと思う。以上でよろしいか。

〔事務局（男女共同参画課長）〕

あと1点、公聴会についてお知らせしたい。

パブリックコメントは29日から開始し、公聴会を12月21日の火曜日、午後6時からエル・パーク仙台で開催したいと考えている。

〔高橋会長〕

12月21日の午後6時からということで、委員の方々にはできるだけ参加をしていただければと思うので、よろしく願いしたい。では、事務局にお返しする。

3 その他

〔事務局〕

次回の審議会について、予定としてはパブリックコメントのまとめを行い、答申案の審議を1月中旬に行い、2月の上旬あたりに最終の決定をしたいと考えている。日程等は別途調整させていただくので、よろしく願いしたい。

4 閉会

〔事務局〕

本日は、これで終了とさせていただきます。

議事録署名委員の署名

仙台市男女共同参画推進審議会委員

倉 茂 基 一

仙台市男女共同参画推進審議会委員

佐 藤 慎 也